

四街道市国土強靱化地域計画（案）

令和6年 月

四 街 道 市

目 次

第1章 総論

1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 本市の地域特性.....	3
5. 目指すべき将来の姿.....	7
6. 基本目標.....	7
7. 事前に備えるべき目標.....	7

第2章 脆弱性評価

1. 想定するリスク.....	8
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	12
3. 評価を行う施策分野の設定.....	14
4. 脆弱性評価の実施手順.....	14
5. 脆弱性評価結果.....	15

第3章 リスクシナリオへの対応方策

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	17
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	20
3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	23
4. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	24
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	27
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	30

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1. 対応方策の重点化.....	33
2. 計画の進捗管理.....	34

[別記 1～3]

[別記 1]	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果.....	35
[別記 2]	施策分野ごとの脆弱性評価結果.....	44
[別記 3]	リスクシナリオごとの主な事業.....	48

第1章 総論

1. 計画の策定趣旨

国は、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を教訓として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、同法第10条に基づき、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。その後、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢等の変化を踏まえ、国土強靱化の更なる加速化・深化を目的とした基本計画の見直しを行うとともに、「国土強靱化年次計画」を策定するなど、政府一丸となった強靱な国づくりが進められています。

<基本計画における国土強靱化の理念>

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

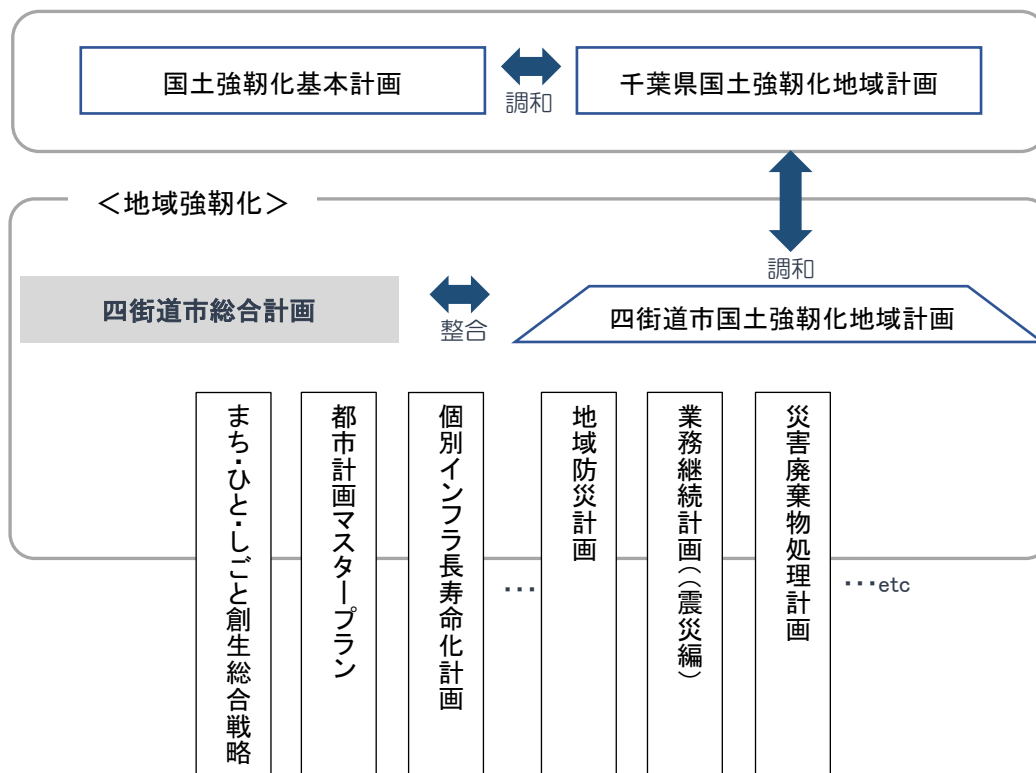
また、千葉県においても、東日本大震災や近年の豪雨・突風被害などから得られた教訓を踏まえ、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると推定されている南関東地域におけるマグニチュード7クラスの地震や、気候変動に伴う大規模自然災害に備え、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を保ちつつ、同法第13条に基づく「国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針」として、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」が策定され、その後、国の国土強靱化基本計画の内容や国の直近の取組み等を反映して、令和4年3月には計画を修正しています。

そうした動きの中、本市においても、大規模自然災害がいつ何時起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくことが必要と考え、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な都市を作り上げていくために、本市における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針として、令和2年12月に「四街道市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今般、本計画の進捗状況を鑑みて、強靱化の更なる推進を図ることを目的に本計画を改定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を保つとともに、千葉県国土強靱化地域計画との調和及び本市総合計画との整合を図りつつ、基本法第13条に基づく本市における国土強靱化に関する施策の推進のための基本的な計画として、各分野別計画の国土強靱化に係る部分の指針となるべき性格を有するものです。



■ 国土強靱化にかかる計画の体系

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までとします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況及び他計画の動向などを踏まえて、見直しの必要性が生じた場合は、適宜、柔軟な見直しを行っていくこととします。

4. 本市の地域特性

(1) 自然特性

① 位置と地勢

本市は、千葉県の北部に位置し、南西は千葉市、北東は佐倉市にそれぞれ隣接する東西約7km、南北9km、周囲長48.4km、総面積34.52k㎡の区域です。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、市の北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れています。また、市中央部を流れる小名木雨水幹線によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっています。



■ 本市の位置

② 地質

本市の地質は、中期更新世の下総層群を構成する成田層群上部及び関東ローム層、沖積層であり、下総層群は、標高22mから39mの大地を形成し、下総台地と呼ばれています。

成田層群上部は、内湾浅海の堆積層を示し、砂を主とした砂泥層で、砂層の間には数層の粘土層を挟み、薄層ではありますが、関東ローム層と合わせて地震動をやや増幅させる地層となっています。

関東ローム層は、本市の標高22mから39mの台地上に分布し、立川ローム層及び武蔵野ローム層の新規ローム層、下末吉ローム層からなっています。台地上の地表面はわずかな段差やうねりがあり、雨水等により浸食が進んでいます。ローム層は、一般に茶褐色を呈する火山灰であり、上部の乾燥した部分にはクラックが入り、急崖をなす箇所では崩壊を起こしやすくなっています。

沖積層は、上手繰川、小名木雨水幹線、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川等の谷底に分布しており、主として、砂、腐植土、粘土より構成される未固結堆積層となっています。

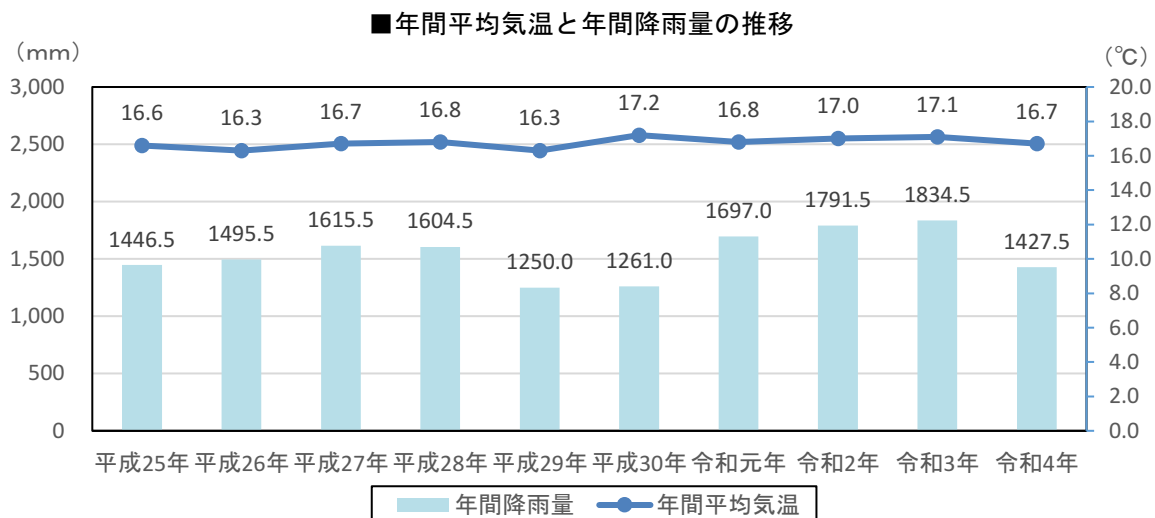
③ 気象

本市及び周辺の気候は、温暖ではあるものの、気候較差（寒暖の差）が大きくなる特性も見られ、気象庁千葉特別地域気象観測所の観測では、令和4年の年間平均気温は16.7℃となっています。

また、同観測所の観測による年間降雨量で、過去10年間で最も多いのは令和3年の1,834.5mmとなっています。

その他、風向・風速の特性では、風向は、南西風が多く、風速は、冬の季節風、台風、低

気圧又は寒冷前線の接近・通過の際に、強風となることが多くなっています。



(2) 社会特性

① 人口

本市の人口は、国勢調査によると、令和2年に93,576人となり、昭和40年の19,778人から約4.7倍に増加しています。

期間別の増減率では、昭和40年～45年にかけて33.4%、昭和45年～50年にかけて41.8%、昭和50年～55年にかけて58.4%と極めて高い水準で推移しています。この期間の人口が急増した背景として、昭和43年の旭ヶ丘、昭和50年の千代田、昭和51年のみそらなどの大規模住宅団地の入居が相次いで開始されたことが大きな理由としてあげられます。

年齢別人口の比率をみると、生産年齢人口は平成7年の75.5%をピークに減少に転じており、令和2年には57.3%となっています。また、年少人口においても昭和55年の30.6%をピークに減少に転じ、令和2年には13.3%まで減少しています。一方、老年人口は昭和55年以降一貫して増加を続けており、平成17年には、年少人口の13.9%を上回る17.5%、令和2年には29.3%になっています。

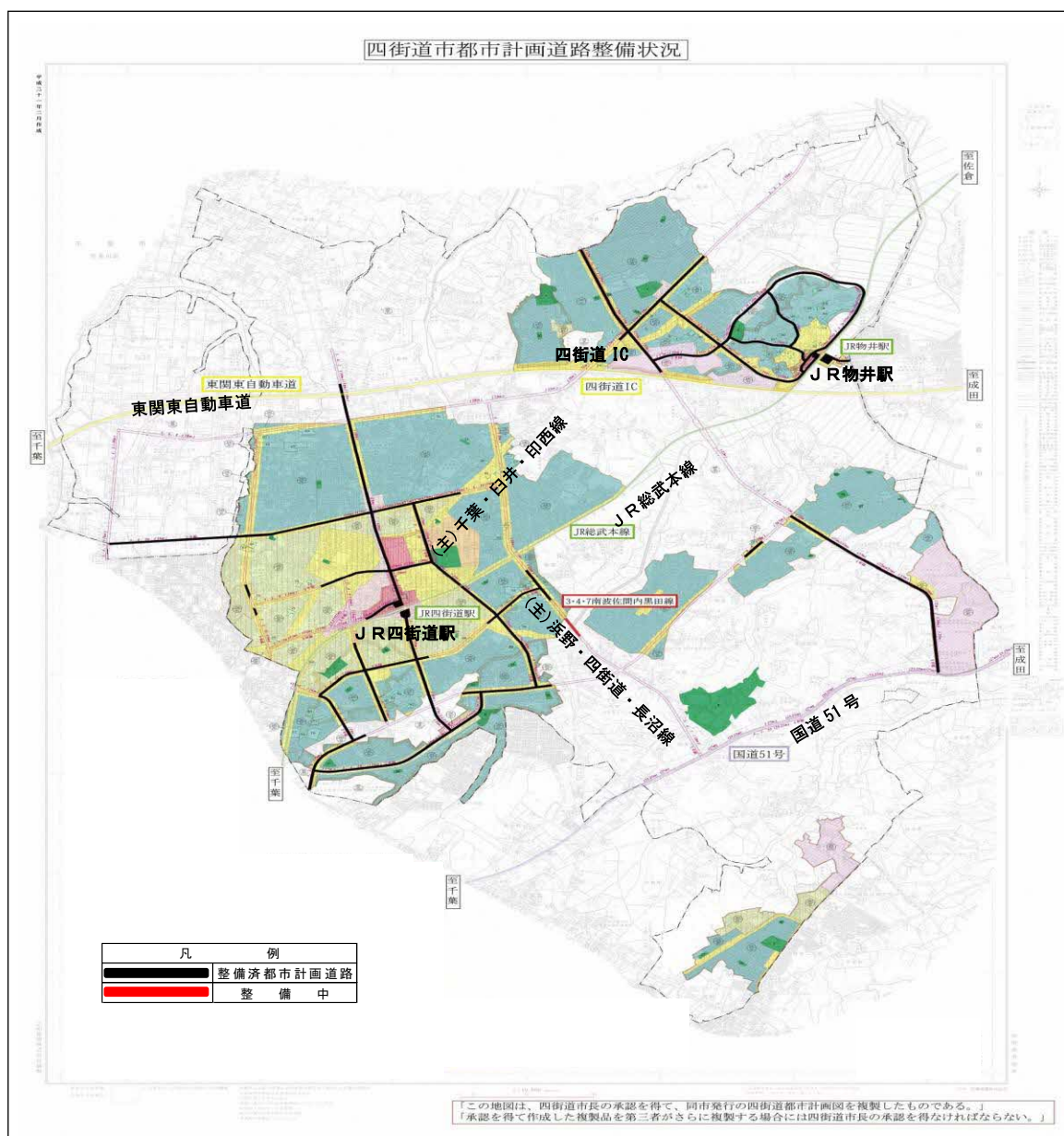
令和2年国勢調査以降の人口を住民基本台帳でみると、本市の人口は、令和5年4月1日現在で96,185人（うち、外国籍を有する人は3,114人）となり、令和2年以降も増加を続けています。また、世帯数についても、令和元年に一旦減少に転じるものの、概ね増加傾向が続いており、令和5年4月1日現在で43,466世帯となり、1世帯当たり人員は2.21人となっています。

② 交通

本市の鉄道は、JR総武本線が市域の中央を通過しており、四街道駅が西南側に、物井駅が東寄りに位置しています。また、道路は、本市の北部を東西に東関東自動車道が通過しており、四街道インターチェンジから市役所までは約2km、四街道駅までは約3kmの位置にあります。

本市及び周辺の広域的な幹線道路としては、国道51号が市内南部を通り、千葉市と成田市及び茨城方面を結んでおり、それに交差するように主要地方道浜野・四街道・長沼線が通り、JR総武本線と平行に主要地方道千葉・臼井・印西線が通っています。また、国道16号が市外西側を南北に通り、千葉市及び木更津市方面と埼玉及び東京方面を結んでいます。

都市計画道路は、23路線（延長50.02km）が計画決定されており、そのうち約26.16kmが整備済み区間であり、整備率は52.3%となっています。（令和5年3月末現在）



資料：「四街道市都市計画道路整備状況図」（令和5年3月末現在）

③ 建物

本市の令和2年3月現在の住宅数は、約32,800棟（木造戸建住宅：約23,400棟、共同住宅その他の住宅：約9,400棟）であり、このうち建築基準法が改正された昭和56年以前に建てられた住宅は約9,500棟（木造戸建住宅：約6,700棟、共同住宅その他の住宅：約2,800棟）となっています。

また、特定建築物（※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数のものが利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物）は、市所有建築物が108棟、民間建築物が107棟となっており、このうち昭和56年以前に建てられた建築物は市所有建築物が62棟、民間建築物が15棟となっています。

その他、令和2年3月現在の市所有防災施設等（※防災拠点及び避難所、ライフライン施設等の防災上重要な建築物で、非木造の2階以上又は床面積の合計が200㎡を超える建築物（特定建築物を除く））は、22棟であり、このうち昭和56年以前に建てられた建築物は10棟となっています。

耐震化率は、住宅全体で約84%、特定建築物全体で約97%、市所有防災施設等で約86%であり、更なる耐震化の促進が求められています。

■ 本市の耐震化の現状（令和2年3月現在）

区分		総数	うち昭和56年以前	耐震化率
住宅		約32,800棟	約9,500棟	約84%
特定建築物	市所有	108棟	62棟	約98%
	民間	107棟	15棟	約96%
	合計	215棟	77棟	約97%
市所有防災施設等		22棟	10棟	約86%

資料：四街道市耐震改修促進計画

5. 目指すべき将来の姿

本計画では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、あらゆる分野における強靱化を推進し、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を実現することで、誰もが安全・安心で快適に暮らせる都市として、選ばれるまち四街道を目指すものとします。

目指すべき将来の姿	あらゆる分野における強靱化を推進し、だれもが安心して快適に暮らせる都市として選ばれるまち四街道
-----------	---

6. 基本目標

基本計画や千葉県国土強靱化地域計画における基本目標を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するために、以下の4つを基本目標に掲げ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進することとします。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

7. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害の発生を想定して、具体化した達成すべき目標として、以下の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 経済活動を機能不全に陥らせない
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1. 想定するリスク

本計画において想定するリスクは、以下に掲げる地震及び風水害を主とした大規模自然災害とします。

(1) 地震

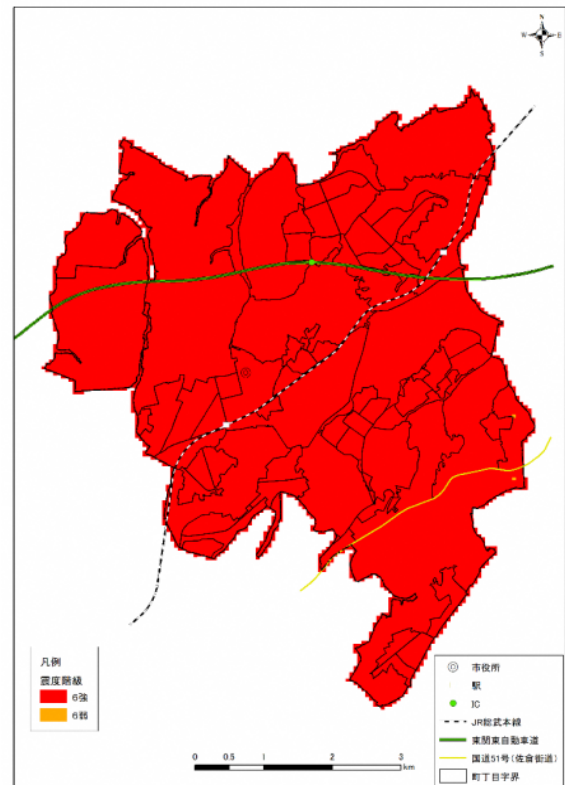
内閣府技術資料を参考に「全国どこでも起こり得る直下の地震 (M6.9)」を想定し、四街道市の直下に震源断層が潜在すると想定しました。

また、千葉県が主眼とする「千葉県北西部直下地震」を想定地震としました。

① 四街道市直下地震

「四街道市直下地震」は、四街道市の直下に震源断層が潜在すると想定したマグニチュード6.9クラスの地震で、令和4・5年度防災アセスメント調査結果によると、本市における地震動の強さは震度6弱から6強であり、市のほぼ全域に震度6強の強い揺れが想定され、本市の物的・人的被害の規模が大きいだけでなく、経済的・社会的な影響も大きいと想定されています。

また、液状化の発生は、主に、小名木雨水幹線、鹿島川、上手線川及び並木川周辺の低地部で想定されており、地震の揺れ及び液状化により、全壊建物1,832棟、焼失建物464棟、人的被害は、死者45人、負傷者891人などと予測されています。



■ 四街道市直下地震 (M6.9) による震度分

資料：令和4・5年度四街道市防災アセスメント調査報告

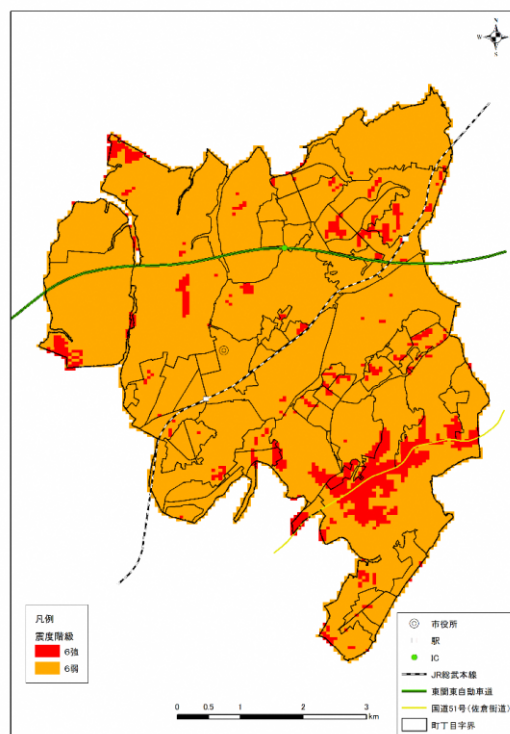
■ 「四街道市直下地震」による被害予測結果

項目	四街道市直下地震による被害予測		
条件	冬の18時強風（帰宅困難者については平日12時）		
建物被害	揺れ等による全壊棟数	1,832棟	全建物棟数：35,145棟
	火災による焼失棟数	464棟	
上水道被害	断水人口（直後）	28,980人	
下水道被害	支障人口（直後）	5,762人	
都市ガス被害	支障戸数（直後）	23,279戸	
電力被害	停電件数（直後）	5,056件	
固定電話被害	不通回線数（直後）	6,695回線	
人的被害	死者	45人	夜間人口：96,062人
	負傷者	891人	
	うち重傷者	157人	
避難者（震災1日後）	避難者	7,335人	
	うち避難所生活者	4,401人	
避難者（震災2週間後）	避難者	13,647人	
	うち避難所生活者	5,459人	
帰宅困難者	就業者	1,214人	
	通学者	574人	
災害廃棄物	発生量	16万トン	

資料：令和4・5年度四街道市防災アセスメント調査報告書

② 千葉県北西部直下地震

「千葉県北西部直下地震」は、市川市から千葉市直下のマグニチュード7クラスのフィリピン海プレート内の想定地震で、令和4・5年度四街道市防災アセスメント調査報告書によると、本市における地震動の強さは震度6弱から6強であり、市のほとんどに震度6弱の強い揺れが想定されています。また、液状化の発生は、四街道市直下地震と同様に、主に、小名木雨水幹線、鹿島川、上手線川及び並木川周辺の低地部で想定されており、地震の揺れ及び液状化により、全壊建物456棟、火災による焼失建物が5棟、人的被害は、死者4人、負傷者380人などと予測されています。



■ 千葉県北西部直下地震（M7.3）による震度分布

資料：令和4・5年度四街道市防災アセスメント調査報告書

■ 「千葉県北西部直下地震」による被害予測結果

項目	千葉県北西部直下地震による被害予測		
条件	冬の18時強風（帰宅困難者については平日12時）		
建物被害	揺れ等による全壊棟数	456棟	全建物棟数：35,145棟
	火災による焼失棟数	5棟	
上水道被害	断水人口（直後）	5,423人	
下水道被害	支障人口（直後）	2,789人	
都市ガス被害	支障戸数（直後）	3,038戸	
電力被害	停電件数（直後）	1,505件	
固定電話被害	不通回線数（直後）	1,968回線	
人的被害	死者	4人	夜間人口：96,062人
	負傷者	380人	
	うち重傷者	43人	
避難者（震災1日後）	避難者	1,910人	
	うち避難所生活者	1,146人	
避難者（震災2週間後）	避難者	2,570人	
	うち避難所生活者	1,028人	
帰宅困難者	就業者	1,214人	
	通学者	574人	
災害廃棄物	発生量	4万トン	

資料：令和4・5年度四街道市防災アセスメント調査報告書

（2）風水害

本市における水害は、主に梅雨前線等の前線の停滞及び前線を伴った低気圧がもたらした豪雨による災害と、台風による災害の2通りのパターンで代表され、過去の水害で内水氾濫等による建物等への浸水被害が比較的多かった集中豪雨は、台風と前線の停滞がもたらしたものであり、今後も集中豪雨に対する警戒が必要です。

また、風害については、台風及び前線を伴った低気圧の発達をもたらす強風により、家屋の一部損壊や倒木の被害が近年記録されていることなどから、今後も台風等の強風に対する警戒が必要となります。

その他、市街化の進展に伴う土地利用等の変化によって、近年、がけ崩れ等の土砂災害の発生が目立つようになってきています。

土砂災害の多くは台風や前線等の豪雨に誘発されることから、水害、風害と併せて警戒が必要です。



■ 令和元年台風15号による被害状況

■ 平成元年以降の風水害による主な被害記録

No.	発生年月日	気象状況	被害概要		
1	H元年 4月 27日	前線を伴った低気圧	家屋一部破損	1	
2	H元年 8月 1日	台風 12号	道路陥没	1	
3	H元年 8月 6日	台風 13号	道路陥没	1	
4	H元年 9月 7日	前線の停滞	床上浸水	1	床下浸水 20
			水路法面崩壊	4	
5	H2年 4月 29日	前線を伴った低気圧	床下浸水	4	
6	H3年 9月 8日	台風 15号	床下浸水	2	道路損壊 1
			水路法面崩壊	1	
7	H3年 9月 19日	台風 18号	床下浸水	13	道路損壊 1
8	H3年 10月 13日	台風 21号	床上浸水	3	床下浸水 14
			道路損壊	11	崖崩れ 7
			擁壁崩壊	1	
9	H5年 8月 27日	台風 11号	床下浸水	4	
10	H5年 11月 14日	前線を伴った低気圧	床下浸水	2	
11	H8年 9月 22日	台風 17号	住家半壊	1	住家一部破損 1
			床下浸水	26	崖崩れ 4
12	H16年 9月 4日	秋雨前線+台風 18号	床上浸水	1	床下浸水 6
13	H16年 10月 9日	台風 22号	床下浸水	3	
14	H16年 12月 4日	低気圧通過による暴風	住家一部破損	5	非住家破損 1
15	H18年 1月 14日	大雨	道路冠水	1	土砂崩れ 1
16	H18年 7月 14日	大雨(雷雨)	床下浸水	1	道路冠水 2
17	H18年 9月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水 2
			溢水	3	
18	H18年 12月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水 3
			土砂流出	1	
19	H21年 8月 9日	大雨	道路冠水	3	道路陥没 3
20	H21年 8月 10~11日	台風 9号	床下浸水	3	道路冠水 11
21	H22年 9月 8日	台風 9号	道路冠水	18	道路亀裂 1
			橋梁亀裂	1	
22	H22年 9月 13日	雷雨・豪雨	道路冠水	10	
23	H24年 6月 19日	台風 4号	土砂流出	1	停電 5,500
24	H24年 8月 11日	大雨	床下浸水	14	道路冠水 10
25	H25年 10月 16日	台風 26号	床上浸水	2	床下浸水 4
			道路冠水	27	倒木(竹) 8
			ブロック倒壊	2	土砂等流出 2
26	H27年 6月 23日	大雨	床下浸水	4	道路冠水 10
27	R元年 9月 9日	台風 15号(令和元年房総半島台風)	床下浸水	2	道路冠水 2
			停電 13,400(最大)		住家半壊 7
28	R元年 10月 12日	台風 19号(令和元年東日本台風)	道路冠水	20	住家半壊 1
29	R元年 10月 25日	大雨	床上浸水	2	床下浸水 5
			道路冠水	47	住家半壊 1
30	R3年 7月 3日	大雨	道路冠水	5	
31	R3年 7月 13日	大雨	床下浸水	1	道路冠水 7
32	R3年 7月 15日	大雨	道路冠水	1	
33	R5年 9月 4日	大雨	道路冠水	8	

2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本法では、基本計画の作成における脆弱性評価について、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。

本計画では、この規定を準拠したうえで、基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画が設定している「起きてはならない最悪の事態」を踏まえつつ、本市の地域特性や想定するリスクを勘案し、次表のとおり、26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

■ 本市における大規模自然災害時での起きてはならない最悪の事態<リスクシナリオ>

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		
I 人命の保護 が最大限 図られること	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-3	避難所の開設・運営の不備等による避難環境の悪化	
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下	
	II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化や重大事故の多発
			3-2	市の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
4-2			産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質の拡散・流出	
4-3			農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃	
4-4			食料等の安定供給の停滞に伴う経済活動への甚大な影響	
4-5			異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
		5-2	電力供給ネットワーク(変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	
		5-3	都市ガス供給、石油・LPガス供給機能等の長期停止	
		5-4	基幹的交通ネットワーク・地域交通ネットワークの機能停止	
		5-5	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
IV 迅速な復旧復興	6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		6-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		6-4	風評被害等による経済等への甚大な影響	
		6-5	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	

3. 評価を行う施策分野の設定

本計画では、脆弱性評価を行うにあたり、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策分野として、基本計画や千葉県国土強靱化地域計画で設定された施策分野を踏まえつつ、本市総合計画で設定されている施策分野との整合性を考慮し、以下の5つの施策分野を設定します。

施策分野	1. 安全・安心 2. 保健医療・福祉 3. 教育・文化・スポーツ 4. 暮らし・環境 5. 共創・コミュニティ
------	--

4. 脆弱性評価の実施手順

脆弱性の分析・評価では、まず、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策(事業)群を「プログラム」として整理します。

■ 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係（例）

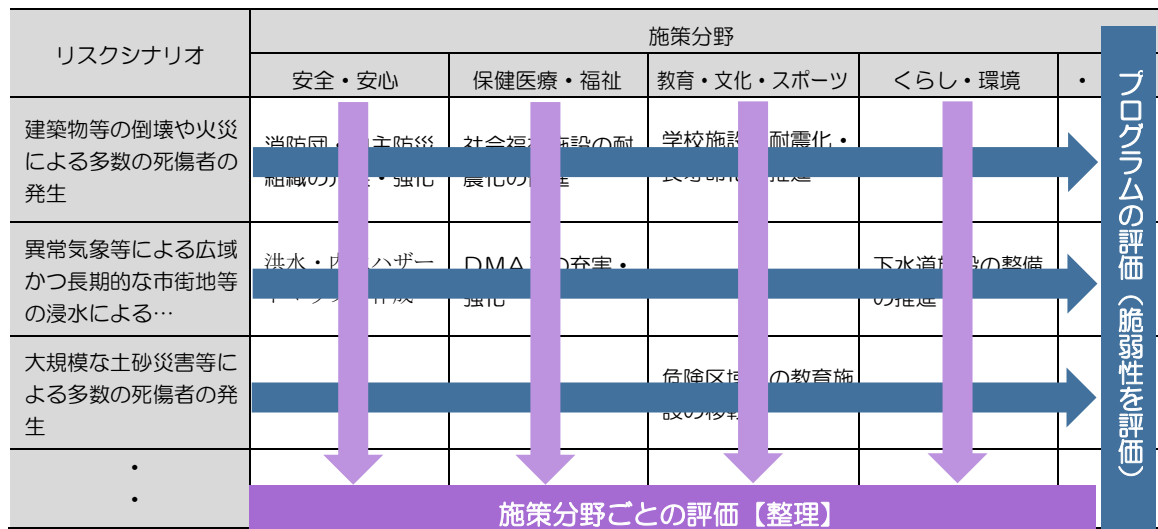
リスクシナリオ	施策分野				
	安全・安心	保健医療・福祉	教育・文化・スポーツ	暮らし・環境	・・・
建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生	消防団・自主防災組織の充実・強化	社会福祉施設の耐震化の促進	学校施設の耐震化・長寿命化の推進		
異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による…	洪水・内水ハザードマップの作成	DMATの充実・強化		下水道施設の整備の推進	
大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	警戒配備体制整備		危険区域内の教育施設の移転		
・ ・					

プログラム
 (リスクシナリオごとの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群)

次に、各プログラムを構成する個別の施策(事業)ごとの課題や進捗状況を把握し、施策(事業)によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるかを検討し、不可能である場合に何が足りないかということ『脆弱性』として評価し、その結果について、プログラムごとにとりまとめを行います。この時、施策(事業)の現況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定します。

また、施策分野ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、個別の施策（事業）の評価結果を施策分野ごとに整理します。

■ 脆弱性評価・分析の方法



以上より、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する現在の本市の脆弱性を把握します。

5. 脆弱性評価結果

上述の手順に従い、プログラムごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、〔別記1〕リスクシナリオごとの脆弱性評価結果及び〔別記2〕施策分野ごとの脆弱性評価結果に整理するとおりです。

また、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

ア. 地域の特性を踏まえた施策の推進が必要

先述したように、本市では「四街道市直下地震」と「千葉県北西部直下地震」の2つの地震による被害がより大きくなるものと想定されています。また、梅雨前線等の前線の停滞及び前線を伴った低気圧がもたらした豪雨による水害、台風による風水害への警戒が必要となります。

その他、市街化の進展に伴う土地利用等の変化によって、近年、がけ崩れを代表とする土砂災害の発生が目立つようになってきています。

国土強靱化を推進するためには、このような本市が有する特性を踏まえ、あらゆるリスクに対して対策を検討することが必要です。

イ. 効果的なハード・ソフト対策が必要

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるためには、ハード対策のみでは不十分であり、ソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要があります。

ウ. 横断的な取り組みと関係機関・民間等との連携が必要

国土強靱化への取り組みは多岐に渡ることから、本市のみの取り組みでは対応が困難なことが多く、従来の行政の枠組みにとられない横断的な取り組みを推進することが重要です。

また、国・県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取り組みの輪を広げていくことも重要です。

第3章 リスクシナリオへの対応方策

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として次に整理しました。また、これらの対応策の目標とする進捗度を、可能な限り定量的に示すため、重要業績指標（KPI）を設定しました。

※1 ●は再掲です。

※2 重要業績指標の現況値で（ ）書きのないものは令和5年4月1日現在の数値です。

※3 リスクシナリオごとの主な事業を[別記3]に記載しています。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

（公共建築物の維持・管理・運営と防災拠点機能の強化）

○市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物は、その本来的機能の維持・活用・保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時に備えた防災訓練の実施、施設の安全な利用等の推進を図ります。また、これらの公共施設は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた防災拠点機能の強化、耐震化、不燃化等を推進します。（管財課、社会福祉課、教育総務課、社会教育課、文化・スポーツ課）

（民間建築物・宅地の耐震化）

○住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。（建築課）

○大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地耐震化事業の推進を図ります。また、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、関係法令等の基準に基づき、擁壁の設置や地盤改良等、適切な防災等の措置を講ずるよう的確な指導を行います。（都市計画課）

（消防・救急の充実）

○防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を推進するとともに、消防力の総合的な強化に取り組みます。（消防本部総務課）

○消防職員の人材育成を推進するほか、防災拠点となる消防施設の機能強化及び更新整備を計画的に行い、消防力の総合的な強化に取り組みます。（消防本部総務課）

○救急体制の充実強化を適切に行うため、救急業務に従事する人材育成を推進するほか、救急救命士の確保・育成を計画的に行い、消防力の総合的な強化に取り組みます。（消防本部総務課）

○消防職員の訓練を適切に行うほか、消防車両や装備、消防水利の整備などを計画的に行い、消防体制の充実を図ります。（警防課）

○医療機関との連携、救急救命士の育成、救急車両の整備などにより、救急体制の充実を図ります。（警防課）

○被災地が広範囲に及ぶ甚大な場合を想定し、消防広域応援体制の充実・強化を図ります。（警防課）

（地域防災力の向上）

- 市民の防災訓練等への参加者の増加を図るとともに、さまざまな想定のもとで実践的な訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。(危機管理室)
- 自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。(危機管理室)
- 消防団詰所の機能強化に向けた更新整備を推進するとともに、持続可能な消防団活動の実現に向け、柔軟な組織体制を構築し、消防団員の確保・活動の充実強化に取り組みます。(消防本部総務課)

(防災・危機管理体制の強化)

- 危機管理指針に基づく危機管理マニュアルや業務継続計画（BCP）の見直し・充実を図り、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ります。(危機管理室)

(災害予防対策の推進)

- 国・県・市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、建築物耐震化等の被害軽減施策を推進します。(管財課、社会福祉課、教育総務課、社会教育課、文化・スポーツ課)
- 市民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝えます。(危機管理室)
- 消防法令違反対象物に対する違反是正や防火管理体制並びに消防用設備等の適切な維持管理の指導などを図ります。(予防課)
- 住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置及び維持管理の促進を図り、住宅火災による被害の軽減を図ります。(予防課)

(市街地の防災機能の強化)

- 鹿渡南部地区、物井新田地区で行われている土地区画整理事業の早期完了に向けて、適正な指導等により、良好な居住環境を有した新市街地の計画的な形成を図ります。(市街地整備課)
- 土地区画整理事業地の周辺地区においては、当該事業と連携した効果的な市街地整備の促進を図ります。(市街地整備課)
- 防災対策や居住環境の向上の面から市街地の再整備が必要な要整備地区の抽出や、地域の特性に合った整備手法を検討します。(市街地整備課)

(安全・安心な住まいづくりの推進)

- 市民の住生活の総合的な有り方を示す住生活基本計画を基に、安全・安心な住まいとまちづくりを目指します。(建築課)
- 今後、増加が予想される空き家が放置されることで、防災・防犯、衛生上等の問題を引き起こすことのないよう、適正管理・予防・活用に向けた取り組みを進めます。(建築課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10 年度)
市所有特定建築物の耐震化率	98%	100%
公民館での防災訓練・講習会実施回数	6 回/年	3 回/年
住宅の耐震化率	85.76%	95.0%
消防車両の未更新数	16 台	推進
消防団員の充足率	76.0%	推進
消防水利充足率	80.7%	推進
消防広域応援体制にかかる訓練への年間参加回数	4 回/年	推進
救急救命士の数	26 人	31 人
救急隊充足率	80%	100%
自主防災組織の活動カバー率	84.0%	85.0%

助成による防災士育成	37人	100人
消防分団詰所耐震化率	47.1%	52.9%
土地区画整理事業による整備地区数	11地区	13地区
土地区画整理事業による整備面積	319.8ha	331.0ha
地域核の土地区画整理区域における入居率	52.4%	59.1%
住宅用火災警報器設置率	69.0%	100%
査察による重大違反の是正率	69.0%	促進
住宅の空き家率	0.96%	減少

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(溢水対策の推進)

○市内の浸水や冠水を防止するため、東部排水路、第3排水路及び雨水幹線等の溢水対策を進めます。(土木課、下水道課)

(消防・救急の充実)

○浸水地域の人々の救助活動、搬送等に必要な資機材等の充実を図ります。(警防課)

●被災地が広範囲に及ぶ甚大な場合を想定し、消防広域応援体制の充実・強化を図ります。(警防課)

(道路網の整備拡充)

○低地部の浸水道路の改良や浸水時の代替道路の確保を図ります。(土木課)

(地域防災力の向上)

○風水害に関する講座の開催や避難訓練の実施、ハザードマップの配布等により、市民への防災知識の普及、災害対応力の向上を図ります。(危機管理室)

○消防団や自主防災組織の充実・強化や防災教育の推進、地域における防災活動の中核となる人材の育成等により、浸水前の早期避難や助け合いによる地域の防災体制づくりを推進します。(危機管理室、消防本部総務課)

(防災・危機管理体制の強化)

●危機管理指針に基づく危機管理マニュアルや業務継続計画（BCP）の見直し・充実を図り、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ります。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
排水路の整備延長	98m/年	推進
排水溝整備・改修工事の延長	737.4m/年	推進
消防広域応援体制にかかる訓練への年間参加回数（再掲）	4回/年	推進
道路改良工事及び舗装新設工事の実施件数	—	1件/年
道路維持補修工事の実施箇所数	61箇所/年	推進
自主防災組織の活動カバー率（再掲）	84.0%	85.0%
助成による防災士育成（再掲）	37人	100人

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害発生の予防)

○急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所等については、未整備個所の整備を推進するとともに、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性等、現況を常時把握します。(土木課)

○災害発生時の土砂災害及び災害発生後の降雨等による二次災害から回避・避難するため、平時より土砂災害危険箇所について住民に周知を図ります。(危機管理室、土木課)

<p>(宅地の耐震化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地耐震化事業の推進を図ります。また、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、関係法令等の基準に基づき、擁壁の設置や地盤改良等、適切な防災等の措置を講ずるよう的確な指導を行います。(都市計画課) <p>(道路法面崩壊等の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨や地震による道路法面の崩壊防止策を推進します。(土木課) 		
【重要業績指標】		
指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10 年度)
がけ地等のパトロールの実施回数	推進	推進

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
<p>(地域防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民及び事業者の責務として最低3日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市は数日間の補給がない状態でも自己完結できる備蓄体制を確保します。(危機管理室) ○災害のあらゆる分野における協定の締結を推進することにより、円滑に物資を供給できる体制を整備します。(危機管理室) <p>(ライフラインの強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強等を推進します。(土木課、市街地整備課) ○主要水道管や老朽管等を計画的に更新または整備するとともに、水道管の耐震化を進めます。(水道課) <p>(外部支援の受入れ体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救援活動を行っている外部組織等と平時から情報を共有するなど連携を密にし、円滑な援助物資の提供を受けられる体制を構築します。(危機管理室) <p>(水の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図ります。(危機管理室) ○災害時の飲料水や生活用水の確保を図るため、平時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努めます。(危機管理室) 		
【重要業績指標】		
指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10 年度)
備蓄食料充足率	100%	100%
防災備蓄倉庫整備数	4 箇所	5 箇所
都市計画道路の整備率	52.3%	53.0%
橋梁の長寿命化対策箇所数	—	推進
上水道管の耐震化率	37.2%	41.2%
防災井戸の設置数	25 基	28 基
災害時協力井戸登録数	8 箇所	30 箇所

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
<p>(庁舎の耐震強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討します。(消防本部総務課) 		

(外部支援の受入れ体制の整備)

○「四街道市受援実行計画」に基づき、県内外からの自治体職員、自衛隊、警察、消防の救援部隊及びボランティア等を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。(危機管理室)

○訓練・研修等を適切に実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。(危機管理室、警防課)

(消防装備の強化)

○災害対応力強化のための体制、装備・資機材等の充実強化を推進します。(消防本部総務課、警防課)

(災害対応力の向上)

○大規模災害時の救急医療関係者の不足時に、自助・共助として応急手当が行えることを目的として救命講習等を開催し、災害対応力の向上を図ります。(警防課)

(地域防災力の向上)

○大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、防災教育の推進、家庭内備蓄等の啓発など、自助、共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ります。(危機管理室、消防本部総務課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
国・県・他自治体・地域住民・民間事業者等との連携	推進	推進
消防広域応援体制にかかる訓練への年間参加回数 (再掲)	4回/年	推進
消防車両の未更新数 (再掲)	16台	推進
救命講習受講者数	318人/年	1,500人/年
救急隊充足率 (再掲)	80%	100%
消防分団詰所耐震化率 (再掲)	47.1%	52.9%
消防団員の充足率 (再掲)	76.0%	推進
自主防災組織の活動カバー率 (再掲)	84.0%	85.0%
助成による防災士育成 (再掲)	37人	100人

2-3 避難所の開設運営の不備等による避難環境の悪化

(公的避難場所の確保)

○福祉施設、教育施設等の公共建築物は、その本来的機能の維持・活用・保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時における避難場所として利用されることも多いことから、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた耐震化、不燃化及び非常用発電機能を推進します。(管財課、社会福祉課、教育総務課、社会教育課、文化・スポーツ課)

(避難所での備蓄品の確保)

○避難所に指定されている施設では、数日間の補給がない状態でも自己完結できるよう、備蓄倉庫の整備や定常的な備蓄品の管理等、備蓄体制の確保を図ります。(危機管理室)

(避難所での自主管理体制の構築)

○避難所運営は、避難所運営委員会による運営が主体となるため、自主防災組織や区・自治会等から構成される避難所運営委員会の設立促進とともに、平時からの運営訓練等の実施を支援します。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
市所有特定建築物の耐震化率 (再掲)	98%	100%

備蓄食料充足率（再掲）	100%	100%
防災備蓄倉庫整備数（再掲）	4 箇所	5 箇所
自主防災組織の活動カバー率（再掲）	84.0%	85.0%
避難所運営委員会の設置数	4	12

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生

（帰宅困難者に向けた備蓄の整備）

○帰宅困難者の発生が多く予想される駅周辺を優先に、帰宅困難者用備蓄品の整備を推進します。（危機管理室）

（帰宅困難者に向けた支援設備の整備）

●事業所や学校、公共交通機関等と連携し、協力体制を整備します。（危機管理室）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
備蓄食料充足率（再掲）	100%	100%
防災備蓄倉庫整備数（再掲）	4 箇所	5 箇所

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（消防庁舎における非常用発電設備等の確保）

○消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討するとともに、停電時においても消防活動の拠点となる消防署及び分署の機能を72時間以上確保するための非常用発電設備の更新または機能強化を推進します。（消防本部総務課）

（災害時の石油燃料等の確保）

○災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、事業者等との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。（危機管理室、管財課）

（医療施設における非常用電源の確保）

○医療施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源の確保を促進します。（危機管理室）

（災害対応力の向上）

●大規模災害時の救急医療関係者の不足時に、自助・共助として応急手当てが行えることを目的として救命講習等を開催し、災害対応力の向上を図ります。（警防課）

（外部支援の受入れ体制の整備）

○市内外からの医療関係者等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。（危機管理室）

●訓練・研修等を適切に実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。（危機管理室、警防課）

（道路網の整備・拡充）

○避難経路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために幹線道路等の整備を進めます。（土木課、市街地整備課）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
石油等販売事業者との協定締結数	2	2
救急救命士の数（再掲）	26人	31人
救命講習受講者数（再掲）	318人/年	1,500人/年
都市計画道路の整備率（再掲）	52.3%	53.0%
道路改良工事及び舗装新設工事の実施件数（再掲）	—	1件/年
道路維持補修工事の実施箇所数（再掲）	61箇所/年	推進
道路パトロールの実施回数	243回/年	240回/年

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下

(地域保健医療の充実)

○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進します。(健康増進課)

(良好な環境の維持・形成)

○生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水環境改善に向けた啓発に努めます。(環境政策課)

(避難所での衛生管理)

○避難所での衛生環境を保つために、衛生用品等を計画的に備蓄・整備します。(危機管理室)

(災害廃棄物の処理体制の構築)

○「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の構築を図ります。(廃棄物対策課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
市補助による高度処理型合併処理浄化槽設置基数	172基	促進
感染対策用品の備蓄	推進	推進

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化や重大事故の多発

(身近な安全の強化)

○各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした地域安全対策について四街道警察署等関係機関と平時に十分協議し混乱防止対策を確立します。(くらし安全交通課)

○安全安心ステーションを中核に地域防犯体制を確立し、地域住民による防犯活動を促進します。(くらし安全交通課)

○犯罪の抑止等を目的として、防犯カメラを効果的に運用するとともに、今後も必要に応じてLED防犯灯の設置を進めます。(くらし安全交通課)

○停電による信号機の停止が原因で発生する交通事故、交通渋滞を回避するための対応策の確立を関係機関に要望します。(くらし安全交通課)

(信号機電源付加装置の整備推進)

○電力の供給が停止若しくは制限された場合でも、信号機自体に電源付加装置があれば、滅灯は回避できることから、主要交差点に対して信号機電源付加装置を整備するよう関係機関に要望します。(くらし安全交通課)

(日常的な交通安全教育の推進)

○災害時に想定される交通障害とその対処方法などに関する講習、情報提供を実施します。(くらし安全交通課)

(交通安全施設の整備)

○災害時の人や車の道路からの転落防止や見通しの悪い信号交差点での反射鏡の設置等の補助的交通安全施設の整備を進めます。(土木課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
防犯カメラ設置台数	76台	推進
交通安全教室の実施回数	80回/年	推進
道路反射鏡新設数	13基/年	推進

3-2 市の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

(防災・危機管理体制の強化)

- 危機管理指針に基づく危機管理マニュアルや業務継続計画（BCP）の見直し・充実を図り、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ります。（危機管理室）

(消防・救急の充実)

- 市庁舎や消防庁舎は、防災拠点としての機能強化、耐震化、不燃化を推進します。（管財課、消防本部総務課）
- 消防職員の人材育成を推進するほか、防災拠点となる消防施設の機能強化及び更新整備を計画的に行い、消防力の総合的な強化に取り組みます。（消防本部総務課）。
- 消防職員の訓練を適切に行うほか、消防車両や装備、消防水利の整備などを計画的に行い、消防体制の充実を図ります。（警防課）

(地域防災力の向上)

- 大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、防災教育の推進、家庭内備蓄等の啓発など、自助、共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ります。（危機管理室）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
消防車両の未更新数（再掲）	16台	推進
消防水利充足率（再掲）	80.7%	推進
消防団員の充足率（再掲）	76.0%	推進
自主防災組織の活動カバー率（再掲）	84.0%	85.0%
助成による防災士育成（再掲）	37人	100人

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞

(民間企業におけるBCPの策定促進)

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においても一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進・支援します。（危機管理室）

(災害時の石油燃料等の確保)

- 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、事業者等との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。（危機管理室、管財課）

(道路網の整備・拡充)

- 避難経路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、幹線道路等の整備を進めます。（土木課、市街地整備課）

(事業所における非常用電源の確保)

- 事業所においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源の確保を促進します。（危機管理室）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
石油等販売事業者との協定締結数（再掲）	2	2

都市計画道路の整備率（再掲）	52.3%	53.0%
道路改良工事及び舗装新設工事の実施件数（再掲）	—	1件/年
道路維持補修工事の実施箇所数（再掲）	61箇所/年	推進

4-2 産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質の拡散・流出

（立入検査の実施）

○危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱者等に対する教育を計画的に実施するよう指導するとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行います。（予防課）

（民間建築物等の防火体制の整備）

○震災時等において大規模火災の可能性がある建築物に対し、消防用設備等の設置及び適切な維持管理の指導を図ります。（予防課）

（危険物施設の安全指導）

○危険物施設へは、適宜立ち入り検査を行い、危険物施設の不備欠陥箇所の是正や維持管理について指導し、危険物施設の保安確保を図ります。（予防課）

○移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施に努めます。（予防課）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
査察による重大違反の是正率（再掲）	69.0%	促進

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃

（計画的な緑の整備）

○「みどりの基本計画」に基づき、緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組みます。（都市計画課）

○「森林整備計画」に基づき、造林や下刈りなどを計画的に進め、森林の保全と整備に努めます。（産業振興課）

○「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な公園施設の改修に取り組みます。（都市計画課）

（農業生産基盤の整備）

○「農業振興地域整備計画」に基づき、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進します。（産業振興課）

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う経済活動への甚大な影響

(地域防災力の向上)

- 市民及び事業者の責務として最低3日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市は数日間の補給がない状態でも自己完結できる備蓄体制を確保します。(危機管理室)
- 災害のあらゆる分野における協定の締結を推進することにより、円滑に物資を供給できる体制を整備します。(危機管理室)

(ライフラインの強化)

- 物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強等を推進します。(土木課、市街地整備課)
- 主要水道管や老朽管等を計画的に更新または整備するとともに、水道管の耐震化を進めます。(水道課)

(農業生産基盤の整備)

- 「農業振興地域整備計画」に基づき、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進します。(産業振興課)
- 農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。(産業振興課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
備蓄食料充足率 (再掲)	100%	100%
防災備蓄倉庫整備数 (再掲)	4 箇所	5 箇所
都市計画道路の整備率 (再掲)	52.3%	53.0%
橋梁の長寿命化対策箇所数	—	推進
上水道管の耐震化率 (再掲)	37.2%	41.2%
認定農業者数	31 件	35 件

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(必要な水資源の確保への取り組みの推進)

- 異常渇水等に対しては、関係機関との協議調整を十分に行うと共に、自己水源(地下水)を最大限活用し、必要な水源の確保に努めます。(水道課)

(水の確保)

- 防災拠点において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図ります。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
防災井戸の設置数 (再掲)	25 基	28 基

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(防災・危機管理体制の強化)

- 市民が容易に必要な情報を入手できるよう防災行政無線や「よめーる」等多様な媒体の活用により、迅速かつ正確な情報提供を行います。(危機管理室、デジタル推進課)
- 防災行政無線の難聴区域対策を推進します。(危機管理室)
- 地域住民に広く行き渡るプッシュ型情報伝達システムの活用を促進します。(危機管理室)
- 得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、市職員の危機対応能力の向上を図ります。(危機管理室)

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、区・自治会・民生委員等の協力による個別避難計画の策定を促進します。(社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課)
- 災害発生時には、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、避難支援者の確保に努めるとともに、日ごろから避難行動要支援者の情報の共有、避難経路の確認、地域における避難訓練等の実施に努めます。(危機管理室、障がい者支援課、高齢者支援課)

(防災情報の収集機能強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段(防災行政無線)や情報システム等を整備、維持管理し、適切な運用を図ります。(危機管理室)

(電源途絶に対する予備電源の確保)

- 非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定などにより連携体制の充実を図ります。(危機管理室、管財課)
- 高齢者施設等利用者の安全・安心を確保するための非常用発電機の整備や感染症拡大防止のための個室化などの実施に努めます。(高齢者支援課)

(情報連絡体制の多重化)

- 情報連絡体制の多重化により、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ります。(危機管理室)

(避難所の通信環境の構築)

- 避難者が、安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるような避難所の通信環境の構築について検討します。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10 年度)
災害情報「よめーる」登録者数	8,948 件 (R5.3)	促進
自主防災組織の活動カバー率 (再掲)	84.0%	85.0%
避難行動要支援者の個別避難計画策定率	促進	促進
非常用発電機の整備	—	促進
石油等販売事業者との協定締結数 (再掲)	2	2

5-2 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

○生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源の確保を促進します。（危機管理室）

（電源途絶に対する予備電源の確保）

●非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定などにより連携体制の充実を図ります。（危機管理室、管財課）

●高齢者施設等利用者の安全・安心を確保するための非常用発電機の整備や感染症拡大防止のための個室化などの実施に努めます。（高齢者支援課）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
非常用発電機の整備（再掲）	—	促進
石油等販売事業者との協定締結数（再掲）	2	2

5-3 都市ガス供給、石油・LPガス供給機能等の長期停止

（災害時の石油燃料等の確保）

●災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、事業者との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。（危機管理室、管財課）

【重要業績指標】

指標（KPI）	現況値	目標値（R10年度）
石油等販売事業者との協定締結数（再掲）	2	2

5-4 基幹的交通ネットワーク・地域交通ネットワークの機能停止

（道路網の整備・拡充）

●避難路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、幹線道路等の整備を進めます。（土木課、市街地整備課）

（道路インフラ施設の老朽化対策）

○緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、道路改良や管理の実施、橋梁の長寿命化等を推進し、道路インフラ施設の老朽化対策を行います。（土木課）

（既存道路の維持管理）

○日常的に、既存道路の維持管理を実施します。（土木課）

（道路閉塞要因の除去）

○災害時に、がけ崩れや道路法面の崩壊、樹木の倒壊などにより道路が閉塞する要因を事前に除去します。（土木課）

（市街地の防災機能の強化）

●鹿渡南部地区、物井新田地区で行われている土地区画整理事業の早期完了に向けて、適正な指導等により、良好な居住環境を有した新市街地の計画的な形成を図ります。（市街地整備課）

●土地区画整理事業地の周辺地区においては、当該事業と連携した効果的な市街地整備の促進を

<p>図ります。(市街地整備課)</p> <p>●防災対策や居住環境の向上の面から市街地の再整備が必要な要整備地区の抽出や、地域の特性に合った整備手法を検討します。(市街地整備課)</p> <p>(民間建築物・宅地の耐震化)</p> <p>●住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。(建築課)</p> <p>●大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地耐震化事業の推進を図ります。(都市計画課)</p> <p>(緊急輸送道路の確保)</p> <p>○道路の付属物や街路樹による交通遮断や交通麻痺の生ずることのないよう、道路維持・管理を行います。(土木課)</p> <p>○幹線道路沿道等の建築物に対して、道路空間と一体となった延焼遮断機能や、これによる避難路、緊急輸送道路としての機能を確保するため、路線の指定について積極的に検討します。(危機管理室・市街地整備課)</p>		
【重要業績指標】		
指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10 年度)
都市計画道路の整備率 (再掲)	52.3%	53.0%
橋梁の長寿命化対策個所数 (再掲)	—	推進
修繕実施橋梁数	—	推進
道路改良工事及び舗装新設工事の実施件数 (再掲)	—	1 件/年
道路維持補修工事の実施箇所数 (再掲)	61 箇所/年	推進
道路パトロールの実施回数 (再掲)	243 回/年	240 回/年
舗装修繕工事实施延長	1,972.7m/年	推進
街路樹剪定等回数	1 回/年	1 回/年
土地区画整理事業による整備地区数 (再掲)	11 地区	13 地区
土地区画整理事業による整備面積 (再掲)	319.8ha	331.0ha
地域核の土地区画整理区域における入居率	52.4%	59.1%
住宅の耐震化率 (再掲)	85.76%	95.0%

5-5 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化・更新)

○災害時でも、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化や更新とともに、浄水場施設等の計画的な更新または整備を進めます。(水道課)

(水の確保)

- 防災拠点において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図ります。(危機管理室)
- 災害時の飲料水や生活水の確保を図るため、平時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努めます。(危機管理室)

(下水道施設の維持管理・改築)

○継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように、計画的に施設の健全度(劣化状況等)を調査したうえで、適切な改築・修繕を行いながら施設の老朽化対策を進めます。(下水道課)

(良好な環境の維持・形成)

○生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水環境改善に向けた啓発に努めます。(環境政策課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
上水道管の耐震化率(再掲)	37.2%	41.2%
防災井戸の設置数(再掲)	25基	28基
災害時協力井戸登録数	8箇所	30箇所
下水道管の改築実施延長	1,793m	3,974m
市補助による高度処理型合併処理浄化槽設置基数(再掲)	172基	促進

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理体制の構築)

- 「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の構築を図ります。(廃棄物対策課)

(外部支援の受入れ体制の整備)

- 「四街道市受援実行計画」に基づき、県内外からの自治体職員、自衛隊、警察、消防の救援部隊及びボランティア等を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。(危機管理室)
- 訓練・研修等を適切に実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。(危機管理室、警防課)

(災害廃棄物の広域的な処理対応)

○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、平時から広域的自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ります。(廃棄物対策課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
国・県・他自治体・地域住民・民間事業者等との連携(再掲)	推進	推進

6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(外部支援の受入れ体制の整備)

●「四街道市受援実行計画」に基づき、県内外からの自治体職員、自衛隊、警察、消防の救援部隊及びボランティア等を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。(危機管理室)

●訓練・研修等を適切に実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。(危機管理室、警防課)

(TEC-FORCEとの連携強化)

○国から派遣されるTEC-FORCEと県、市における連携を推進します。(危機管理室)

(地域人材の活用等)

○発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、多様な人材の活用を図ります。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
国・県・他自治体・地域住民・民間事業者等との連携 (再掲)	推進	推進
シルバー人材センターの就業延人数	52,466人	65,250人

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(コミュニティ活動の基盤等の整備)

○平時からさまざまな市民団体や自治会等との連携強化を図るとともに、その活性化対策を講じ、活動への加入を更に促進していきます。(みんなで課)

(地域防災力の向上)

●大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、防災教育の推進、家庭内備蓄等の啓発など、自助、共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ります。(危機管理室、消防本部総務課)

(身近な安全の強化)

●各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした地域安全対策について四街道警察署等関係機関と平時に十分協議し混乱防止対策を確立します。(くらし安全交通課)

●安全安心ステーションを中核に地域防犯体制を確立し、地域住民による防犯活動を促進します。(くらし安全交通課)

●犯罪の抑止等を目的として、防犯カメラを効果的に運用するとともに、今後も必要に応じてLED防犯灯の設置を進めます。(くらし安全交通課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
区・自治会への加入率	59.8%	促進
みんなで地域づくりセンター登録団体数	83件	93件
消防団員の充足率 (再掲)	76.0%	推進
自主防災組織の活動カバー率 (再掲)	84.0%	85.0%
助成による防災士育成 (再掲)	37人	100人
防犯カメラ設置台数 (再掲)	76台	推進

6-4 風評被害等による経済等への甚大な影響**(防災・危機管理体制の強化)**

- 災害発生時における消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めます。(危機管理室)
- 市民が容易に必要な情報を入手できるよう防災行政無線や「よめーる」等多様な媒体の活用により、迅速かつ正確な情報提供を行います。(危機管理室、デジタル推進課)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
災害情報「よめーる」登録者数 (再掲)	8,948件 (R5.3)	促進

6-5 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態**(防災空間の保全)**

- 公園、緑地、農地、空地等のオープンスペースは、応急仮設住宅等の建設場所としての活用が可能となることから、土地所有者と連携し、防災空間としてのスペースの確保を推進する。(危機管理室)

(民間賃貸住宅の活用)

- 応急仮設住宅として民間賃貸住宅の活用について、事業者との連携を推進する。(危機管理室)

(民間企業におけるBCPの策定促進)

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定し、災害時においても一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進・支援します。(危機管理室)

【重要業績指標】

指標 (KPI)	現況値	目標値 (R10年度)
住宅提供に関する事業者との協定数	1	推進

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1. 対応方策の重点化

以下では、26 のリスクシナリオのうち、特に重点的に対応すべきリスクシナリオを選定し、それに対応する方策を「重点化プログラム」としました。

(1) 重点化の視点

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム選定視点、本市の総合計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化の視点を次のとおりとします。

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ 四街道市総合計画に定められた将来都市像との整合性・関連性の深い事業
- ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオの選定

26 のリスクシナリオのうち、上記(1)の視点に基づき 10 のリスクシナリオを、重点化すべきリスクシナリオとして選定しました。

【重点化すべきリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		四街道市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-4 基幹的交通ネットワーク・地域交通ネットワークの機能停止
		5-5 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

2. 計画の進捗管理

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、目標と情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携、協力体制の構築を図ります。

(2) 進捗状況の把握

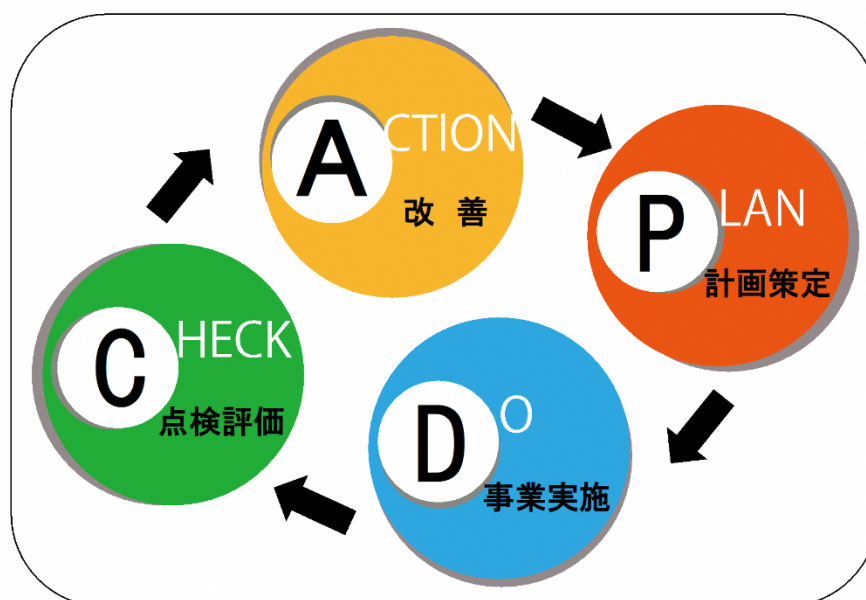
地域強靱化の取り組みを着実に推進するため、先に掲げた重要業績指標（KPI）等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

(3) 計画の見直し

本計画は、本市総合計画に定められた将来都市像やさまざまな取り組みと整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として位置づけられることから、関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、本市総合計画の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCA サイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

【PDCAサイクル】



[別記]

[別記1] リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

(公共建築物の維持・管理・運営と防災拠点機能の強化)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。

また、公共建築物は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。

(民間建築物・宅地の耐震化)

市内の住宅の耐震化率は、令和4年度末現在85.8%となっていますが、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断の実施や効果的な耐震改修工事の助成などにより、更なる耐震化を促進する必要があります。この他、民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化率は約96%と住宅の耐震化率より高いものの、100%の耐震化を目指す必要があります。

また、大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地耐震化事業の推進を図る必要があります。

(消防・救急の充実)

地震や大規模火災などの災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の建替え事業の計画的な推進、堅牢化を始め、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新、消防水利、消防広域応援体制の強化などを図る必要があります。

また、救急の充実を図るため、現在充足率80%の救急隊充足率の向上や、救急救命に関する医療機関との連携強化を含めた救急体制の強化を図ることが必要です。

(地域防災力の向上)

自主防災組織活動カバー率は、84.0%ですが、引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、消防団や自主防災組織の充実強化や防災教育の推進などの自助、共助を促す取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。

(防災・危機管理体制の強化)

市全体の防災対策を計画的に進めるとともに、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上などを図り、非常時に迅速な対応が可能な防災体制の強化を図ることが必要です。

(災害予防対策の推進)

地震による被害軽減策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、各地域における災害リスクをわかりやすく市民に伝える必要があります。

また、火災による被害の軽減を図るため、消防用設備等の設置や消防法令違反対象物に対する違反是正や消防用設備等の適切な維持管理の指導などを行うことが必要です。

(市街地の防災機能の強化)

狭あい道路や密集市街地などの解消を図り、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施し、市街地の防災力の強化を図る必要があります。

(安全・安心な住まいづくりの推進)

市民の住生活の総合的な有り方を示す住生活基本計画を基に、安全・安心な住まいとまちづくりを目指すため、住生活のなかで想定される防災・防犯、衛生等の問題に向けた取り組みを進める必要があります。

1-2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(溢水対策の推進)

浸水被害を軽減するため河川、調整池、雨水幹線、排水路などの排水不良箇所について平時から解消を図る必要があります。

(消防・救急の充実)

浸水地域の人々の救助活動、搬送等に必要な資機材等の充実、被災地が広範囲に及ぶ甚大な場合を想定し、消防広域応援体制の構築を図るなどの対応が必要です。

(道路網の整備拡充)

避難路や輸送路で浸水の可能性のあるルートの変更や浸水時の代替道路の確保などを行う必要があります。

(地域防災力の向上)

自主防災組織活動カバー率は、84.0%ですが、引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、消防団や自主防災組織の充実強化や防災教育の推進などの自助、共助を促す取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。

(防災・危機管理体制の強化)

市全体の防災対策を計画的に進めるとともに、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上などを行い、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ることが必要です。

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害発生の予防)

市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ることが必要です。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進するとともに、その結果をもとに土砂災害警戒区域等の指定を進め、その周知、警戒避難体制の充実を図ることが必要です。

(宅地の耐震化の推進)

大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地の耐震化を推進することが必要です。

(道路法面崩壊等の防止)

大雨や地震による道路法面の崩壊防止策を推進することが必要です。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(地域防災力の向上)

大規模災害時には、数日間の補給がない状態でも水、食料等の供給が自己完結できる備蓄体制を確保しつつ、円滑に物資を供給できる体制を整備することが必要です。

(ライフラインの強化)

物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強が必要です。また、水道施設の老朽化が進んでおり、管路の耐震化率は37.2%となっています。大規模自然災害に襲われても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、浄水場施設等の更新を進めることが必要です。

(外部支援の受入れ体制の強化)

災害救援活動を行っている外部組織と平時からの連携を強化し、円滑な援助物資の提供を受けられる体制を構築することが必要です。

(水の確保)

防災拠点においては、災害時の非常用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めることが必要です。

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>(警察・消防庁舎の耐震強化) 警察・消防庁舎が災害発生後もダメージを受けずその機能を維持し続けるため、警察署、消防署を始めとした庁舎の耐震化を継続的に進める必要があります。</p> <p>(外部支援の受入れ体制の整備) 県内外からの自治体職員、警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関等との連携を強化することが必要です。</p> <p>(消防装備の強化) 消防署等において更なる災害対応力強化のための体制、装備・資機材等の充実強化を推進することが必要です。</p> <p>(災害対応力の向上) 大規模災害時に救急医療関係者等の不足を補うため、応急手当を行うことができる者の育成を図ることが必要です。</p> <p>(地域防災力の向上) 大規模災害時に公的防災機関が被災することにより十分に対応できない場合、地域住民による自助・共助の取り組みが大変重要です。地域一丸となった災害対応体制を構築し、自助、共助による地域防災力の向上を図ることが必要です。</p>
2-3) 避難所の開設運営の不備等による避難環境の悪化
<p>(公的避難場所の確保) 福祉施設、教育施設等の公共建築物は、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、それら本来の機能保全を図るとともに、耐震化、不燃化等を行い避難所としても活用が可能とすることが必要です。</p> <p>(避難所での備蓄品の確保) 避難所に指定されている施設では、数日間の補給がない状態でも自己完結できる備蓄体制を確保することが必要です。</p> <p>(避難所での自主管理体制の構築) 大規模災害時は、市役所職員等の絶対数が不足することから、被災者やボランティア等による避難所の自主管理が求められますが、そのための人材確保や通常時の訓練などを実施することが必要です。</p>
2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
<p>(帰宅困難者に向けた備蓄の整備) 駅周辺などでは、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、帰宅困難者用備蓄品の整備などを推進していくことが必要です。</p> <p>(帰宅困難者に向けた支援設備の整備) 帰宅困難者が一時的に滞在出来る施設や装備の整備を充実することが必要です。</p>
2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>(消防庁舎における非常用発電設備等の確保) 老朽化した消防庁舎の建替え事業を計画的に推進するとともに、消防活動拠点となる消防署及び分署の機能を確保できる非常用発電設備の更新または機能強化を推進することが必要です。</p> <p>(災害時の石油燃料等の確保) 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、石油事業者</p>

等との協力体制の構築が必要です。

(医療施設における非常用電源の確保)

医療施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保することが必要です。

(災害対応力の向上)

大規模災害時に救急医療関係者等の不足を補うため、応急手当を行うことができる者の育成を図ることが必要です。

(外部支援の受入れ体制の整備)

受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関等との連携強化を図る災害時受援計画の策定・見直しや、訓練・研修等の実施が必要です。

(道路網の整備・拡充)

避難経路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、幹線道路等の整備を進めることが必要です。

2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下

(地域保健医療の充実)

平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための取り組みが必要です。

(良好な環境の維持・形成)

生活衛生環境を確保するため日常的な消毒や衛生害虫に係る相談等の体制を構築するとともに、避難所でのし尿処理体制の構築に努めることが必要です。

(避難所での衛生管理)

避難所での衛生環境を保つために、衛生用品の計画的な整備などを推進することが必要です。

(災害廃棄物処理体制の構築)

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備することが必要です。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化や重大事故の発生

(身近な安全の強化)

日常的に警察と関係機関、住民組織等との連絡を密にすることで、予め災害時の防犯対策への対応や情報共有に努めることが必要です。また、防犯カメラの設置やLED防犯灯の設置を進めることも必要です。

また、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、事前の対応策の確立を図ることが必要です。

(信号機電源付加装置の整備推進)

電力の供給が停止若しくは制限された場合でも、信号機の滅灯が回避されるよう、主要交差点に対して信号機電源付加装置等を整備していくことが必要です。

(日常的な交通安全教育の推進)

災害時に想定される交通障害とその対処方法などに関する日常的な講習、情報提供が必要で

す。

(交通安全施設の整備)

停電などによる交通事故の発生を防ぐため、交通安全施設の強化が必要です。

3-2) 市の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
<p>(防災・危機管理体制の強化)</p> <p>大規模災害により市の職員や施設が被災し、機能が大幅に低下することを避けるため、業務継続体制の構築が必要です。</p> <p>(消防・救急の充実)</p> <p>地震や大規模火災などの災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の建替え事業の計画的な推進、堅牢化を始め、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新、消防水利、消防広域応援体制の強化などを図る必要があります。</p> <p>また、救急の充実を図るため、現在充足率 80%の救急隊充足率の向上や、救急救命に関する医療機関との連携強化を含めた救急体制の強化を図ることが必要です。</p> <p>(地域防災力の向上)</p> <p>自主防災組織活動カバー率は、84.0%ですが、引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、消防団や自主防災組織の充実強化や防災教育の推進などの自助、共助を促す取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
<p>(民間企業におけるBCPの策定促進)</p> <p>民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時において一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進することが必要です。</p> <p>(災害時の石油燃料等の確保)</p> <p>災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、石油事業者等との協力体制の構築が必要です。</p> <p>(道路網の整備・拡充)</p> <p>緊急輸送路、避難路、延焼遮断帯等の確保、道路遮断等の回避のために、災害発生時障害となる事象を排除するとともに、都市計画道路や幹線道路等の確保を図ることが必要です。</p> <p>(事業所における非常用電源の確保)</p> <p>事業所においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進することが必要です。</p>

4-2) 産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質の拡散・流出
<p>(立入検査の実施)</p> <p>多数の人々が入り出す防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施により、防火管理体制及び危険物保安体制並びに消防用設備等の適正な維持管理に関する指導を行うことが必要です。</p> <p>(民間建築物等の防火体制の整備)</p> <p>震災時等において大規模火災の可能性がある民間建築物に対し、防火管理体制の強化を図る必要があります。</p> <p>(危険物施設の安全指導)</p> <p>危険物施設へは、適宜立ち入り検査を行い、保安確保を図ることが必要です。また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立ち入り検査を行う等の機動的な指導の実施が必要です。</p>

4-3) 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃
<p>(計画的な緑の整備)</p> <p>緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組むことが必要です。</p> <p>(農業生産基盤の整備)</p> <p>農業地域では、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進することが必要です。</p>

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う経済活動への甚大な影響

(地域防災力の向上)

市民及び事業者に水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては、数日間の補給がない状態でも自己完結できる備蓄体制を確保しつつ、災害のあらゆる分野における協定の締結等により、円滑に物資を供給できる体制を整備する必要があります。

(ライフラインの強化)

物資運搬や緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強の推進、また主要水道管や老朽管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替え等を進めることが必要です。

(農業生産基盤の整備)

農業地域では、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進することが必要です。また、農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ることが必要です。

4-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(必要な水資源の確保への取り組みの推進)

異常渇水等に対しては、関係機関との協議調整を十分に行うとともに、自己水源（地下水）を最大限活用し、必要な水源の確保に努める必要があります。

(水の確保)

防災拠点においては、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図ることが必要です。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(防災・危機管理体制の強化)

市民が容易に必要な情報を入手できるよう防災行政無線等の充実や通信分野の技術動向を注視した必要な通信技術の導入を検討することが必要です。

また、得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、市職員の危機対応能力の向上を図ることが必要です。

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、区・自治会等の地域の協力や適切な情報提供体制の充実を図る必要があります。

(防災情報の収集機能強化)

民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備、維持管理し、適切な運用を図ることが必要です。

(電源途絶に対する予備電源の確保)

災害時に迅速かつ円滑な予備電源の供給が可能となるよう、石油、LPガス等の燃料の供給事業者等との協力体制の構築が必要です。

(情報連絡体制の多重化)

多様な通信手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ることが必要です。

(避難所の通信環境の構築)

避難者が、安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるような避難所の通信環境を構築することが必要です。

5-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

生活・経済活動における重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進することが必要です。

（電源途絶に対する予備電源の確保）

災害時に迅速かつ円滑な予備電源の供給が可能となるよう、石油、L P ガス等の燃料の供給事業者等との協力体制の構築が必要です。

5-3) 都市ガス供給、石油・L P ガス供給機能等の長期停止

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に、石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるように、石油事業者等との協力体制の構築が必要です。

5-4) 基幹的交通ネットワーク・地域交通ネットワークの機能停止

（道路網の整備・拡充）

緊急輸送路、避難路、延焼遮断帯等の確保、道路遮断等の回避のために、災害発生時障害となる事象を排除するとともに、都市計画道路や幹線道路等の整備を図ることが必要です。

（道路インフラ施設の老朽化対策）

災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要です。

（既存道路の維持管理）

災害時における支障が最小限で済むよう、平時から適切な維持管理に努めることが必要です。

（道路閉塞要因の除去）

震災などの災害時に道路が閉塞する要因を事前に除去することが必要です。

（市街地の防災機能の強化）

狭あい道路や密集市街地などの解消を図り、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施し、市街地の防災力の強化を図る必要があります。

（民間建築物・宅地の耐震化）

市内の住宅の耐震化率は、令和4年度末現在85.8%となっていますが、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断の実施や効果的な耐震改修工事の助成などにより、更なる耐震化を促進する必要があります。この他、民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震率は約96%と住宅の耐震化率より高いものの、100%の耐震化を目指す必要があります。

（緊急輸送道路の確保）

道路の付属物や街路樹による交通遮断や交通麻痺の生ずることのないよう、継続的な道路維持・管理を行うことが必要です。また、幹線道路沿道等の建築物に対して、道路空間と一体となった延焼遮断機能や、これによる避難路、緊急輸送道路としての機能を確保するため、路線の指定について積極的に実施することが必要です。

5-5) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化・更新）

水道施設の老朽化が進んでおり、管路の耐震化率は37.2%となっています。大規模自然災害に襲われても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、浄水場施設等の更新を進めることなどが必要です。

（水の確保）

防災拠点においては、災害時の非常用用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めることが必要です。

（下水道施設の老朽化対策）

下水道施設の老朽化が進んでいることから、継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように計画的に施設の健全度（劣化状況等）を調査したうえで、適切な改築・修繕を行いながら施設の老朽化対策を進める必要があります。

（良好な環境の維持・形成）

生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水環境改善に向けた啓発に努める必要があります。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の処理体制の構築）

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する必要があります。

（外部支援の受入れ体制の整備）

県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関等との連携を強化することが必要です。

（災害廃棄物の広域的な処理対応）

大量に発生する災害廃棄物を処理するため、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要です。

6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（外部支援の受入れ体制の整備）

県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関等との連携を強化することが必要です。また、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化することが必要です。

（地域人材の活用等）

災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、平時から地域の人材に関する情報収集や協力を得るための連携体制づくりが必要です。

6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（コミュニティ活動の基盤等の整備）

自治会等の地域コミュニティの活性化対策を日常的に講じ、活動への加入をさらに促進していくことが必要です。

（地域防災力の向上）

大規模災害時、公的防災機関が十分に対応できない場合、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄等の防災啓発など、自助、共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ることが必要です。

（身近な安全の強化）

平時から四街道警察署等関係機関との協力のもと、防犯体制の構築を図るとともに、地域住民による防犯活動の促進を図ることが必要です。

また、防犯カメラの設置やLED防犯灯の設置を進めることも必要です。

6-4) 風評被害等による経済等への甚大な影響

（防災・危機管理体制の強化）

災害発生時における消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集と発信が必要です。

市民が容易に正確な情報を入手できるよう防災行政無線等の充実や通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討することが必要です。

6-5) 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災空間の保全)

公園、緑地、農地、空地等のオープンスペースは、応急仮設住宅等の建設場所としての活用が可能となることから、土地所有者と連携し、防災空間としてのスペースの確保を図ることが必要です。

(民間賃貸住宅の活用)

応急仮設住宅として民間賃貸住宅を活用するため、事業者と連携することが必要です。

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時において一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進することが必要です。

[別記2] 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 安全・安心

(市庁舎等の公共建築物の耐震化、不燃化等による防災拠点機能の強化)

市庁舎、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を継続的に実施していくとともに、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。

(警察・消防庁舎等の堅牢化)

警察・消防庁舎が災害発生後もダメージを受けずその機能を維持し続けられるように、警察・消防庁舎の耐震化等の堅牢化を継続的に進める必要があります。

(消防力の充実・強化)

地震や大規模火災などの災害に的確に対応するため、消防職員の災害対応力の向上、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新、消防水利、消防広域応援体制の強化などを図る必要があります。

(救急医療関係者等の災害対応力の向上)

救命率の向上を図るため、現在充足率 80%の救急隊充足率の向上や、救急救命に関する医療機関との連携強化を含めた救急体制の強化を図ることが必要です。

また、大規模災害時に救急医療関係者等の不足を補ため、応急手当を行うことができる者の育成を図ることが必要です。

(防災・危機管理体制の強化)

市全体の防災対策を計画的に進めるとともに、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上などを図り、非常時に迅速な対応が可能な防災体制の強化を図ることが必要です。

(地域防災力の向上)

自主防災組織活動カバー率は、84.0%ですが、大規模災害時に公的防災機関が被災することにより十分に対応できない場合、地域住民による自助・共助の取り組みが大変重要です。引き続き、地域一丸となった災害対応策を構築するため、消防団や自主防災組織の充実・強化や防災教育の推進などの取り組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。

(備蓄の推進)

大規模災害時には、外部から数日間の補給がない状態でも水、食料等の供給が自己完結できる備蓄体制を確保しつつ、円滑に物資を供給できる体制を構築しておくことが必要です。

特に、防災拠点においては、災害時の非常用水や飲料水の確保を図るとともに、平時より市民、事業所等の協力が得られる体制づくりに努めることが必要です。

(消防署、医療施設等における非常用発電設備等の確保)

消防活動の拠点となる消防署及び分署や医療施設の機能を確保できる非常用発電設備の更新または機能強化を推進することが必要です。

また、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、事前の対応策の確立を図ることも必要です。

(非常時におけるエネルギーの確保)

生活・経済活動における重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源の確保を促進することが必要です。

また、災害時に不足する石油、LPガス等の燃料が迅速かつ円滑に供給可能なように、石油事業者等との協力体制の構築が必要です。

(身近な安全の強化)

日常的に警察と関係機関、住民組織等との連絡を密にすることで、予め災害時の防犯対策への対応や情報共有に努めるとともに、地域住民による防犯活動の促進を図ることが必要です。

また、防犯カメラやLED防犯灯の設置促進、災害時に想定される交通障害とその対処方法などに関する日常的な交通安全教育や講習、情報提供なども必要です。

(外部支援の受入れ体制の整備)

県内外からの自治体職員、警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関、民間事業者等との連携を強化することが必要です。

(防災・危機管理体制の強化)

大規模災害により市の職員や施設が被災し、機能が大幅に低下することを避けるため、業務継続体制の構築が必要です。

また、民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを促進することが必要です。

(情報・通信環境の整備)

災害時、多様な通信手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ることが必要です。

また、消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集と発信が必要です。

(災害予防対策の推進)

地震による被害軽減策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、各地域における災害リスクをわかりやすく市民に伝える必要があります。

また、火災による被害の軽減を図るため、消防用設備等の設置や消防法令違反対象物に対する違反是正や消防用設備等の適切な維持管理の指導などを行うことが必要です。

(立入検査・安全指導等の実施)

多数の人々が入出する防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施により、防火管理体制並びに消防用設備等の適正な維持管理に関する指導を行うことが必要です。

また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施が必要です。

(民間建築物等の防火体制の整備)

震災時等において大規模火災の可能性がある民間建築物に対し、防火管理体制の強化を図る必要があります。

(帰宅困難者に向けた対応)

駅周辺などでは、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、帰宅困難者用備蓄品の整備などを推進していくことが必要です。また、帰宅困難者が一時的に滞在出来る施設や装備の整備を充実することも必要です。

2. 保健医療・福祉

(公的福祉施設の防災機能の強化)

公的福祉施設等は、日常的に不特定多数の人が利用するとともに、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、それら本来の機能保全を図るとともに、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、区・自治会等の地域の協力や適切な情報提供体制の充実を行うとともに、福祉避難所開設に備えた協定の締結や福祉施設等との連携等を行う必要があります。

(地域保健医療の充実)

平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための取り組みが必要です。

(良好な環境の維持・形成)

生活衛生環境を確保するため日常的な消毒や衛生害虫に係る相談等の体制を構築するとともに、避難所でのし尿処理体制の構築に努めることが必要です。

(避難所での衛生管理)

避難所での衛生環境を保つために、衛生用品の計画的な整備などを推進することが必要です。
(避難所での自主管理体制の構築)
 大規模災害時は、市役所職員等の絶対数が不足することから、被災者やボランティア等による避難所の自主管理が求められますが、そのための人材確保や通常時の訓練などを実施することが必要です。

3. 教育・文化・スポーツ

(教育施設等の耐震化、不燃化等)
 教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物は、それら本来の機能の維持管理が求められるとともに、児童・生徒や不特定多数の人が利用することから、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を実施していく必要があります。
(教育施設等の防災拠点機能の強化)
 教育施設等は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。

4. 暮らし・環境

(公共建築物の防災拠点機能の強化)
 公共建築物は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。
(民間建築物・宅地の耐震化)
 市内の住宅の耐震化率は、令和4年度末現在85.8%となっていますが、更なる耐震化を促進する必要があります。民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化率は約96%と住宅の耐震化率より高いものの、100%の耐震化を目指す必要があります。
 また、大規模地震時に被害が生ずる恐れのある大規模盛土造成地を調査し、市民への情報提供を図るとともに、宅地耐震化事業の推進を図る必要があります。
(市街地の防災機能の強化)
 狭い道路や密集市街地などの解消を図り、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施し、市街地の防災力の強化を図る必要があります。
(安全・安心な住まいづくりの推進)
 市民の住生活の総合的な有り方を示す住生活基本計画を基に、安全・安心な住まいとまちづくりを目指すため、住生活のなかで想定される防災・防犯、衛生等の問題に向けた取り組みを進める必要があります。
(溢水対策の推進)
 浸水被害を軽減するため河川、調整池、公共下水道、排水路などの排水不良箇所について平時から解消を図る必要があります。
(土砂災害発生の予防)
 市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ることが必要です。
 また、土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進するとともに、その結果をもとに土砂災害警戒区域等の指定を進め、その周知、警戒避難体制の充実を図ることが必要です。
 この他、大雨や地震による道路法面の崩壊防止策を推進することが必要です。
(道路網の整備・拡充)
 緊急輸送路、避難路、延焼遮断帯等の確保のため主要道路網の整備・強化や老朽化対策が必要です。
 また、震災などの災害時に道路が閉塞する要因を事前に除去することが必要です。
(緊急輸送道路の確保)
 道路の附属物や街路樹による交通遮断や交通麻痺の生ずることのないよう、継続的な道路維持・管理を行うことが必要です。また、幹線道路沿道等の建築物に対して、道路空間と一体と

なった延焼遮断機能や、これによる避難路、緊急輸送道路としての機能を確保するため、路線の指定について積極的に実施することが必要です。

(上下水道の整備)

水道施設の老朽化が進んでおり、管路の耐震化率は37.2%となっています。大規模自然災害に襲われても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化・更新、浄水場施設等の更新を進めることが必要です。

また、下水道施設の老朽化が進んでいることから、継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように計画的に施設の健全度（劣化状況等）を調査したうえで、適切な改築・修繕を行いながら施設の老朽化対策を進めることが必要です。

(良好な環境の維持・形成)

生活衛生環境を確保するため日常的な消毒や衛生害虫に係る相談等の体制を構築するとともに、避難所でのし尿処理体制の構築に努めることが必要です。

また、生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水環境改善に向けた啓発に努める必要があります。

(災害廃棄物処理体制の構築)

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備することが必要です。

また、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要です。

(外部支援の受入れ体制の整備)

県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力の向上を図るため、他の自治体や関係機関等との連携を強化することが必要です。

(計画的な緑の整備)

緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組むことが必要です。

5. 共創・コミュニティ

(農業生産基盤の整備)

農業地域では、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進することが必要です。また、農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ることが必要です。

(コミュニティ活動の基盤等の整備)

自治会等の地域コミュニティの活性化対策を日常的に講じ、活動への加入を更に促進していくことが必要です。

[別記3] リスクシナリオごとの主な事業

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 建築物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

(公共建築物の維持・管理・運営と防災拠点機能の強化)

事業名称	庁舎等整備事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）
事業期間	令和4年度～令和7年度
事業概要	防災拠点としての利用を考慮し、老朽化した庁舎の改築等による整備を実施。
事業費	6,338,135千円

事業名称	小学校施設・中学校施設大規模改造事業（長寿命化改良事業）
事業期間	令和5年度～未定
事業概要	建築後40年以上経過した建物を、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的要素に応じた施設の長寿命化を図る。また、将来的に長寿命化を図る建物について、健全な状態に保つために予防的な改修工事を適切な時期に実施し、致命的な損傷の発現を事前に防ぐことで、効率的・効果的に施設の長寿命化を図る。
事業費	未定

(民間建築物・宅地の耐震化)

事業名称	建築防災行政事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	四街道市耐震改修促進計画に基づく木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修・補強、コンクリートブロック塀補強の事業費に対する補助金を交付。
事業費	59,000千円

事業名称	宅地耐震化推進事業
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において、現地踏査、基礎資料の整理、優先度評価等の変動予測調査の結果により、二次スクリーニングの計画の策定（簡易地盤調査）を実施。調査実施後、調査結果に基づき令和7年度以降地盤調査・安定計算等の二次スクリーニングを実施予定。
事業費	未定

(消防・救急の充実)

事業名称	消防庁舎等整備事業
事業期間	令和8年度～未定
事業概要	消防力の総合的な強化を図るため、消防本部・消防署庁舎の更新整備を実施。また、整備にあたっては、持続可能な庁舎を実現するため、省エネルギー基準等に適合させ、環境に配慮したものとする。
事業費	未定

[別記3] リスクシナリオごとの主な事業

事業名称	消防施設等整備事業（消防庁舎機能強化）
事業期間	令和7年度～令和8年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の機能維持・強化を図るため、消防署千代田分署中規模改修工事を実施。 ・女性活躍を推進するため、女性専用施設の整備を実施。 ・救急隊員等の感染症対策を図るため、仮眠室の区画化、消毒室及び救急資器材庫の整備を実施。 ・庁舎の脱炭素化対策を図るため、省エネルギー基準に適合させる整備を実施。 ・汚染された資器材を洗浄・消毒するための洗濯・洗浄機の整備を実施。
事業費	75,186千円

事業名称	消防施設等整備事業（望楼改修工事）
事業期間	令和7年度～未定
事業概要	老朽化した消防本部庁舎望楼の倒壊の危険を排除するため、望楼改修工事を実施。
事業費	8,019千円

事業名称	消防車両整備事業
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	消防車両の更新整備及び高度化を行い、消防活動が効率的に行えるようにする。
事業費	306,800千円

事業名称	消防・救急体制整備事業
事業期間	令和6年度～未定
事業概要	救急体制の充実強化を図るため、救急救命士の養成を行う。
事業費	4,212千円

（地域防災力の向上）

事業名称	消防施設等整備事業（消防団詰所機能強化）
事業期間	令和7年度～令和10年度
事業概要	消防団詰所の機能強化を図るため、耐震基準を満たさず老朽化の著しい施設の更新整備を実施。
事業費	112,042千円

（災害予防対策の推進）

事業名称	地域災害対策事業
事業期間	令和6年度
事業概要	土砂災害警戒区域等の追加指定に伴い、ハザードマップを更新。
事業費	7,818千円

（安全・安心な住まいづくりの推進）

事業名称	建築行政事業（地域住宅政策推進事業）
事業期間	令和6年度～令和10年度

事業概要	住宅リフォームの事業費に対する補助金を交付。
事業費	15,000千円

事業名称	市営住宅改善事業（公営住宅等ストック総合改善事業）
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	四街道市公営住宅等長寿命化計画に基づく市営萱橋台住宅、市営緑ヶ丘第2住宅及び市営緑ヶ丘第3住宅の大規模改修工事を実施。
事業費	200,000千円

1-2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（溢水対策の推進）

事業名称	浸水対策事業
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	浸水被害の軽減に向けた公共下水道雨水排水施設の整備を実施。
事業費	551,038千円

（災害予防対策の推進）

●地域災害対策事業（再掲）1-1

（道路網の整備拡充）

事業名称	舗装修繕計画事業（舗装・点検・計画策定・修繕）
事業期間	令和3年度～令和7年度
事業概要	四街道市舗装長寿命化修繕計画に基づき、舗装修繕事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・大日今宿10号線 ・山梨7号線 ・吉岡37号線 ・大日12号南線 ・大日12号北線 ・大日中志津5号線 ・物井山梨1号線 ・向井物井線 ・旭ヶ丘7号線 ・つくし座9号線
事業費	500,000千円

（地域防災力の向上）

事業名称	消防団ソリューション事業
事業期間	令和7年度～令和9年度
事業概要	消防団の総合的な強化を推進するため、装備の充実・高機能省力化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動二輪車を整備 ・全地形活動車を整備
事業費	36,644千円

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害発生の予防）

事業名称	急傾斜地崩壊対策事業
事業期間	—
事業概要	急傾斜地崩壊危険区域に指定された急斜面地の崩壊対策を実施。
事業費	未定

(宅地の耐震化の推進)

- 宅地耐震化推進事業 (再掲) 1-1

(道路法面崩壊等の防止)

事業名称	道路法面等崩壊対策事業
事業期間	—
事業概要	道路区域内の法面の崩壊対策を実施。
事業費	未定

(災害予防対策の推進)

- 地域災害対策事業 (再掲) 1-1

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(地域防災力の向上)

事業名称	防災備蓄倉庫整備事業
事業期間	令和6年度～令和8年度
事業概要	災害発生時に、各地区への円滑な物資移動を可能とする適正配置となるよう、防災備蓄倉庫の整備を実施
事業費	未定

(ライフラインの強化)

事業名称	めいわ橋耐震補強事業
事業期間	令和8年度
事業概要	めいわ橋の耐震設計及び耐震補強工事を実施
事業費	未定

事業名称	和良比山梨2号線舗装修繕事業
事業期間	令和5年度～令和7年度
事業概要	緊急輸送路として位置づけされている(主)浜野四街道長沼線へ接続する道路であり、広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所である四街道総合公園へ向かうための路線となっている。また、周辺にほかの指定避難所や防災備蓄倉庫等があり、災害時において重要な役割を持つ路線であることから、走行時の安全性を確保すべく、1,800mの区間を3箇年で舗装修繕を実施。 総延長1,800m 幅員7～18m
事業費	156,000千円

事業名称	橋梁長寿命化修繕計画事業
事業期間	令和5年度～令和9年度
事業概要	橋梁の長寿命化のため市内58橋について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕工事を実施。また、5年に一度定期点検を行い、計画の見直しを行う。
事業費	500,000千円

事業名称	都市計画道路3・3・1号山梨臼井線整備事業（2工区）
事業期間	未定
事業概要	千代田地区からみそら、たかおの杜地区、国道51号を結ぶ市街地間連絡道路であることや、緊急輸送道路である国道51号と東関東自動車道及び主要地方道を結ぶ道路であること、また、市街地の中心部に流入する通過交通の大幅な減少、災害時の物資供給のための輸送を担う道路であることから、高規格道路としての整備を実施。 総延長1,760m 幅員22～25m
事業費	7,800,000千円

事業名称	都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線整備事業（1工区）
事業期間	平成29年度～令和10年度
事業概要	総延長280m 幅員18m 供用開始予定 令和11年4月1日
事業費	925,000千円

事業名称	和良比山梨2号線他2路線交差点改良事業
事業期間	令和6年度～令和9年度
事業概要	避難経路の確保や道路遮断の回避等のため、交差点改良を実施。 総延長約100m 幅員11.5m
事業費	160,000千円

事業名称	物井駅東口アクセス道路整備事業
事業期間	未定
事業概要	市民の物井駅東口への利便性向上等のため整備を実施。
事業費	1,000,000千円

事業名称	水道施設の耐震化・更新等事業
事業期間	未定
事業概要	重要給水施設管路などの主要管路や老朽管等の耐震化や更新とともに、浄水場施設等の計画的な更新または整備を実施。
事業費	未定

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(庁舎の耐震強化)

- 消防庁舎等整備事業（再掲）1-1
- 消防施設等整備事業（消防庁舎機能強化）（再掲）1-1
- 消防施設等整備事業（望楼改修工事）（再掲）1-1

(地域防災力の向上)

- 消防施設等整備事業（消防団詰所機能強化）（再掲） 1-1

2-3) 避難所の開設・運営の不備等による避難環境の悪化

(公的避難場所の確保)

- 小学校施設・中学校施設大規模改造事業（長寿命化改良事業）（再掲） 1-1

(避難所での備蓄品の確保)

事業名称	指定福祉避難所備蓄物資購入等補助事業
事業期間	未定
事業概要	福祉避難所の設備の整備を進めるため、指定福祉避難所に対し、障がいのある人が安全に避難所生活を送るために必要な資器材の購入費の補助を実施。
事業費	3, 150千円

事業名称	指定福祉避難所備蓄物資購入等補助事業
事業期間	未定
事業概要	福祉避難所の設備の整備を進めるため、指定福祉避難所に対し、配慮が必要な高齢者が安全に避難所生活を送るために必要な資器材の購入費の補助を実施。
事業費	10, 800千円

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による

医療機能の麻痺

(ライフラインの強化)

- 都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線整備事業（1工区）（再掲） 2-1
- 都市計画道路3・3・1号山梨臼井線整備事業（2工区）（再掲） 2-1
- 物井駅東口アクセス道路整備事業（再掲） 2-1

2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下

(良好な環境の維持・形成)

事業名称	合併処理浄化槽普及促進事業
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	単独処理浄化槽または汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ切替設置をする人に対して、費用の一部を支援する補助金を交付。
事業費	未定

(災害廃棄物の処理体制の構築)

事業名称	次期ごみ処理施設整備事業
事業期間	平成27年度～未定
事業概要	次期ごみ処理施設整備 施設規模 焼却施設 80t/日 マテリアルリサイクル推進施設 12t/日
事業費	未定

事業名称	ごみ処理施設周辺対策事業
事業期間	平成29年度～未定
事業概要	道路改良事業 総延長 770m 幅員6.0m～9.5m
事業費	未定

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化や重大事故の多発

(身近な安全の強化)

事業名称	千代田歩道橋耐震補強事業
事業期間	令和8年度～令和10年度
事業概要	2012号橋(千代田歩道橋)の耐震設計及び耐震工事を実施。
事業費	未定

●和良比山梨2号線他2路線交差点改良事業(再掲)2-1

3-2) 市の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

(消防・救急の充実)

●庁舎等整備事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)(再掲)1-1

●消防庁舎等整備事業(再掲)1-1

●消防施設等整備事業(消防庁舎機能強化)(再掲)1-1

●消防施設等整備事業(望楼改修工事)(再掲)1-1

●消防車両整備事業(再掲)1-1

(地域防災力の向上)

●消防施設等整備事業(消防団詰所機能強化)(再掲)1-1

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞

(道路網の整備拡充)

●舗装修繕計画事業(舗装・点検・計画策定・修繕)(再掲)1-2

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う経済活動への甚大な影響

(地域防災力の向上)

●防災備蓄倉庫整備事業(再掲)2-1

(ライフラインの強化)

●めいわ橋耐震補強事業(再掲)2-1

●和良比山梨2号線舗装修繕事業(再掲)2-1

●橋梁長寿命化修繕計画事業(再掲)2-1

●和良比山梨2号線他2路線交差点改良事業(再掲)2-1

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 5-1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(電源途絶に対する予備電源の確保)

事業名称	老人福祉施設整備事業
事業期間	未定
事業概要	高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するための非常用自家発電設備の整備や感染症拡大防止のための個室化などを実施。
事業費	未定

- 5-2) 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(電源途絶に対する予備電源の確保)

- 老人福祉施設整備事業（再掲）5-1

- 5-4) 基幹的交通ネットワーク・地域交通ネットワークの機能停止

(道路網の整備・拡充)

- 舗装修繕計画事業（舗装・点検・計画策定・修繕）（再掲）1-2
- 和良比山梨2号線舗装修繕事業（再掲）2-1
- 都市計画道路3・3・1号山梨白井線整備事業（1工区）（再掲）2-1
- 都市計画道路3・3・1号山梨白井線整備事業（2工区）（再掲）2-1
- 都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線整備事業（1工区）（再掲）2-1
- 和良比山梨2号線他2路線交差点改良事業（再掲）2-1
- 物井駅東口アクセス道路整備事業（再掲）2-1

(道路インフラ施設の老朽化対策)

- めいわ橋耐震補強事業（再掲）2-1
- 橋梁長寿命化修繕計画事業（再掲）2-1

(民間建築物・宅地の耐震化)

- 建築防災行政事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）1-1

- 5-5) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(良好な環境の維持・形成)

- 合併処理浄化槽普及促進事業（再掲）2-6

(水道施設の耐震化・更新・整備)

- 水道施設の耐震化・更新等事業（再掲）2-1

(下水道施設のストックマネジメント)

事業名称	下水道ストックマネジメント事業
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業概要	施設の健全度(劣化状況等)を調査したうえで、既存ストックを活かした施設の延命化のための改築等を実施。
事業費	1,164,097千円

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する

6-1) 大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理体制の構築)

- 次期ごみ処理施設整備事業(再掲)2-6
- ごみ処理施設周辺対策事業(再掲)2-6

四街道市国土強靱化地域計画

発行：令和6年 月

担当：四街道市危機管理室

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地